

令和3年度 第1回北茨城市総合教育会議（会議録）

※ 本会議録は、読みやすくするため、文意を損なわない範囲で重複表現や言い回しなどを、一部整理しておりますのでご了承ください。

日 時 令和4年1月20日（金） 午後1時30分から午後3時10分

場 所 庁議室

構成員 北茨城市長 豊田 稔
教育長 豊田 健司
教育長職務代理者 佐藤 厚
教育委員 鈴木 君伊
教育委員 渡邊 昭吉
教育委員 滝 修

(敬省略)

関係者 教育部長 日下部 誠司
教育総務課長 檜村 聖子
学校教育課長 滝 人司
生涯学習課長 早川 茂
市立図書館長 宇梶 裕子
学校給食センター所長 手塚 美枝
学校教育課長補佐兼指導係長 秦野 良和
生涯学習課長補佐 深津 一郎

事務局 教育総務課長補佐兼総務学務係長 中野 美奈子
教育総務課総務学務係主事補 高星 莉紗

傍聴者 なし

資 料 ・北茨城市総合教育会議 次第
資料1 教員の働き方改革について
資料2 ICT教育の推進について
資料3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について
資料4 児童生徒数及び学級数の推進と見直しについて

次 第

- 1 開 会
 - 2 挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教員の働き方改革について
 - (2) ICT教育の推進について
 - 4 報告
 - (1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について
 - (2) 児童生徒数及び学級数の推移と見通しについて
 - 5 閉 会
-

1 開会 午後1時30分

事務局 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
定刻となりましたので、令和3年度第1回北茨城市総合教育会議を開会いたします。

2 挨拶

事務局 始めに、豊田稔市長の御挨拶をお願いいたします。

豊田市長 教育委員会の皆様には大変お忙しい中、令和3年度第1回北茨城市総合教育会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より教育行政に多大なる御尽力をいただいておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年より落ち着いた様子を見せていた新型コロナウイルス感染症が今年に入り急拡大し、第6波に見舞われております。感染拡大を防止するためには、基本的な感染症対策をすることが大変重要であり、また、ワクチン接種の効果は絶大であります。本市では昨年12月24日に示された国の新しい方針に基づき、3回目のワクチン接種を1月29日から始めることにいたしました。さらに、その効果を鑑み、現在、一日でも早く接種できる体制の確保に努めているところです。幸いにも小中学生は、まださほど感染者がいないということで安心している部分ではございますが、非常に危惧しております。

また、県の取り組みとしましても、保健所との市長会があり、市で責任を持って、ある程度の事をしていただきたいということなので、今まで保健所が何一つ北茨城市とは情報を交換していなかったと申し添えました。そして今度はこうなったからこうだ、ということはいかがなものか、誰が責任を持つのかということに関しては、責任は県が取ります。という事を申しておりますけれども果たして責任を取れるのでしょうか。当然ながら市町村長が責任を取ることになります。市民でありますからそのように考えておりますし、この問題をやはり総合教育会議の中で一つ議論をしてもらおう中にお伝えをしてそれぞれに

十二分に注意をさせていただきたいということでこの話をしております。

本日の会議ですが、協議事項が2件、報告事項が2件です。この総合教育会議は地域教育の課題やあるべき姿を共有し、市と教育委員会の意思疎通を図ることを目的としております。皆様方におかれましては、本市教育発展のために忌憚のない御意見をお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました

続きまして、教育長と各教育委員の皆様より一言ずつ、御挨拶をいただきますと思います。

(教育長・各教育委員あいさつ)

3 協議事項 (1)

事務局

それではこれより協議事項に入ります。北茨城市総合教育会議設置要綱第2条の規程に基づきまして、豊田市長が議長となりますので、よろしくお願いいたします。

議長__市長

それでは、次第に沿って協議を進めさせていただきます。(1) 教員の働き方改革について、事務局より説明をお願いします。

事務局

協議事項(1) 教員の働き方改革について御説明いたします。

学校の働き方改革は今、非常に課題であるということで強く言われている所でございますが、背景としましては、企業を含めた労働法制全体、日本の社会全体での働き方改革の動きがございます。平成28年9月に働き方改革実現会議が開かれ、それを受け働き方改革実行計画が示され、平成30年には働き方改革の関連する法整備も行われてきているところでございます。そして、世の中は少子高齢化、家族形態の変化、地域社会の変化、一方、情報化、グローバル化が進みまして、社会は急激な変化の中がございます。学校を取り巻くこのような環境の中でその社会や経済の変化、複雑化、多様化に対応できるように子供たちに対するきめ細やかな対応、そういう教育を進めることが求められているところです。ただ、問題になっているのが、教員の長時間労働です。これは先ほどの企業全体と同様、学校にももれなく、そして学校は特にそういったところで取り上げられてきているところです。そういった中で教員が心身ともに健康で意欲と高い専門性を持って教育活動に専念できるように教員の働き方改革を推進するという事がこれからの学校教育の質を維持し、高めていくためにも必要であるということが挙げられております。そういう方向性から、文部科学省では、平成29年6月に文部科学大臣が新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のために学校における働き方改革に関する総合的な方策について諮問をされ、その答申が平成31年1月25日になされたところです。このような動きを受けて、文部科学省では現在、学校における働き

方改革が急務であるとして進めております。茨城県教育委員会でも同じように進めておまして、具体的な目標の一つとして、令和4年度末（令和5年3月）の1か月の月の勤務時間45時間を超える教職員をゼロにするという目標も掲げたところです。このような社会全体での働き方改革の動きがある中で、本市も本市の小中学校もそれぞれに今取り組んでいるところです。その基になっているのが本市で令和2年3月31日に決めました、北茨城市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則です。こちらにも先ほどの1か月45時間という数字も掲げています。その他、方針に関する規則を定めており、令和2年4月1日から施行されています。本市の取り組みとして、組織としては、資料2ページの下にあるような組織を考えて今後取り組んで参りたいと思います。先ほどの本市の規則を受けまして、本市においても目標を次のように掲げました。勤務時間外の在校等時間の上限を、北茨城市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する規則で規定された原則1か月について45時間、1年について360時間の上限の範囲内とする。そして、重点事項として①在校等時間の適切な管理と教職員の意識改革、②部活動指導の負担軽減、③学校運営体制と業務の改善という3点を挙げたところです。

続いて、今後の取り組みの方向性として、これは先ほどの規則に基づいて策定した方針です。北茨城市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針で、枠の中にはその方針をそのまま掲げて示しました。まず一つ目が働き方改革の為の推進体制として、(1)推進体制、(2)教育委員会、学校管理職、職員一人一人の役割を①②③として示しております。市教育委員会の取り組み

(1)市立学校教育職員のサービスを監督する上で講ずべき措置、こちらは①～⑤を示しています。(2)業務改善の推進、③にありますようにPDCAサイクルを構築しながら、そしてICTを活用しながら、ということで⑦まで挙げてあります。(3)部活動の負担軽減、こちらは①～③として示しました。部活動に関する方針に基づいて実施し、フォローアップしていくということです。(4)勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の縮減、①ICTの活用などにより、客観的に職員一人一人の勤務時間の把握に努めるということです。こちらは各学校でその通り実施しているところです。その他②③ということでこれは後ほどまた更に具体的にお話させていただきたいと思います。(5)学校を支援する人材の確保、①②と挙げておりますが、こちらも本市としては本市独自のスクールソーシャルワーカーの配置、心の教室相談員等、教員を支援する人材を配置していただいているところです。(6)学校家庭地域及び関係機関等との連携、①②と示してありますように保護者や地域に理解を得ながら、そして支えていただきながら進めていくということです。(7)上限等方針の徹底及びフォローアップは、学校に任せきりにするのではなく、市教育委員会としても学校を支援、フィードバックしたり、助言、指導もするなどしてフォローアップをしていくところです。続きまして、市立学校の取り組みとして(1)業務改善の推進、①校長は学校行事や、会議、打ち合わせ等を積極的に見直す。これも学校が学校の実態に応じで工夫しながら進めているところです。他にも②～⑦についてもこの方針にある点について各学校が工夫して進めていくことを示しています。(2)部活動の軽減、特に中学校は小学校に比べて、長時間勤務の是正が難しいです。現に、本市の学校の教職員からもそういう声は出ているところです。その大きな一つの要因として部活動が挙げられております。こちら

の運営方針に従った実施を基本として取り組んでまいりたいと考えております。

(3) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の縮減、こちらも①～⑨まで具体的に挙げているところです。本市として実際に実践しているところもいくつかあります。(4) 学校を支援する人材の確保、(5) 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携、(6) 方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ、このような方針を具体的に示されているところも多々ありまして、実際それに基づいて市教育委員会、学校と協力しながら取り組んでいるところです。本市の現状として、条例等で定められている45時間を超えている教職員の割合なのですが、令和3年11月のデータからは小学校39.4%、中学校76.8%が超えている状況です。これまで学校の教員は子供たちのためにということで日々努力を惜しみなく続けてきているところでした。そういう教育現場においては教育の質を保ちながら働き方改革を実現していくというは大変困難なことです。そういうことを踏み出すことに対しての抵抗感もあるところです。ただ、それでも未来の子供たちに豊かな学校教育の学びの場を繋いでいくためにこの働き方改革を成し遂げなければならないと本市として考えているところです。文部科学省中央教育審議会答申の中で次のように働き方改革の目的が述べられております。「子供のためであればどんな長時間勤務も良し、という働き方は教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであればそれは子供のためにならない。教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くと共に、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的であるということを常に原点としながら改革を進めていく必要がある。」このような目的です。本市もこの目的を外さないように保護者、地域の皆さんの協力を得ながらすべての教職員が心身ともに健康に働き、本来の業務である授業や子供たちの指導に専念して、質の高い教育活動を行うことができるように環境を整えていきたいと市教育委員会としても全力で学校と一緒に進めていきたいと考えております。今後の取り組みと方向性についてということで、前に述べた重点項目3点について、(1) 在校等時間の適切な管理と教員の意識改革、(2) 部活動指導の負担軽減、こちらについては地域部活動への移行ということも国から示されているところです。それに基づいて県も手引きを作成し、市に下ろされているところです。今後、まだまだ不透明な所がございますが、具体的な実現に向けて取り組んでいくところです。これについては17ページに概要的なプランとして示されています。令和10年度に休日部活動の教員の指導時間をゼロにするという目標も示されてきたところです。それから学校運営体制と業務の改善ということで、体制を整えながら一人一人の教職員の改革をサポートしていけるように取り組んでいきたいと考えております。それからすでに進めているところから最後紹介させていただきたいと思います。13ページをお願いいたします。こちらは先ほどの1ページの「はじめに」の文章を基に保護者にも御理解いただきたい旨、おたよりとして配らせてもらいました。14ページは北茨城市が各学校に導入した校務支援システムを活用して実際に業務の効率化に繋がっているということをまとめたものです。15ページは留守番電話を各学校に設置し、時間外にはこれを運用するというを行っております。これを保護者にお知らせするおたよ

りです。16ページは学校閉庁日を設け、その日には日直も置かないということでこちらも保護者に御理解をいただきながら進めているところです。その他に先ほど申し上げましたが、人材を配置したり、中学校の給食の無償化なども業務改善に繋がっているところです。今後とも引き続き進めてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。皆様の御意見・御質問等ございましたら、お願いします。

議 長 こちらは「このように進めてまいります。」ということでしょうか。

学校教育課長 はい。

議 長 進められるのでしょうか。このように進めないと待遇改善がなされないから先生方が疲弊してしまうということでしょうか。

学校教育課長 はい。

議 長 質問なのですが、「はじめに」というところに記載されている、「月の勤務時間45時間超の教職員をゼロにすることを目標に掲げています。」とありますが、45時間以上の残業はさせないということによろしいでしょうか。

学校教育課長 勤務時間を超えた時間が45時間をひと月の時間として超える教職員をゼロにすることを指すということです。

教育長 超過在校時間について説明させていただきます。例えばある学校を例に挙げますと、1日の就業時間は7時間45分ですから8時から午後4時45分まで働きます。ところが7時30分に出勤しますと、7時30分から8時まではもう超過勤務時間だとカウントされてしまいます。そして、6時45分までいますと2時間です。そうすると1日2時間30分超過時間となり、だいたい月に22日出勤するという事で1か月カウントすると、やはり45時間くらいになっていってしまいます。ですから、1日どの方でも2時間くらいは超過勤務時間にカウントされてしまうのではないかと思います。今課題となっているのは、なぜ学校に残って仕事をしなければならないのかということです。面接をしてみますと、様々な話が先生方から返ってきました。小学校も中学校もそれぞれ実態は違います。共通しているところもあります。共通していることの一つは仕事が多いということです。事務の校務文書の仕事をやっていくと大変なのだそうです。2つ目は生徒指導です。生徒指導もたくさんありますが、不登校の対応をしなくてはならない。あとは突発的に子供たちの人間関係が気まづくなって、その対応をしなくてはならない。そのような生徒指導関係、更には中学校ですが、部活動が大変であるとのこと。考えてみますと、学校が終わるのが4時です。そうすると季節によって違いますが、2時間やるので6時頃になります。そうすると2時間取られてしまいます。22日出勤しますと44時間です。ですから、これだけで超過在在校時間を賄ってしまいます。

その他、児童生徒に授業を行うために教材研究をします。その他学年によっては進路指導もありますので、様々な事があって課題として示されているのが超過在校時間が課題だということです。これを改善するためにどうしたら良いかということで、今対応しているのが現状です。45時間を守っていくと、結局最後に自分の仕事を家に持ち帰って対応しなければならないような状況になってきていることも懸念されます。

議 長 現状報告的な事とか、想いを教育長からお話を伺いました。そのこと以外でも構いませんので御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

議 長 3ページを見ていただきたいのですが、1か月あたりの勤務時間外の在校等時間とありますように、小学校で172名、39.4%、中学校で76.8%の教職員が45時間を超えているということでしょうか。

教育長 45時間を超える割合が39.4%ですので、残りの60%の人は45時間以内で勤務しているということになります。中学校は93人が45時間を超えているという割合になっており、45時間以内の先生は少ないです。

議 長 部活動を行うと2時間を超えてしまうのですね。部活動を行わないというわけにはいかないです。教育委員の皆さんはこの実情を把握しているのでしょうか。

委員 はい。

議 長 学校教育課長がお話したように、そういったことを改善するにはこうしようということですよ。働き方改革を行いなさいということでしょうから、行って、部活動の時間がマイナスになるのは良くないと思います。それを何かで補うのでしょうか。そういったことはあるのでしょうか。そのまま45時間を超えないようにやってみようということなのでしょうか。

学校教育課長 予算という事を考えると難しいところなのですが、国や県は様々な人材確保を講じていくことが大事だと示してきております。それは地域の方に御協力いただいたり、市としてそういうスタッフを配置したりということでは言われてきております。実際のところ、新型コロナウイルス感染症が出てきたということからそれをきっかけとして学校サポーターというのを令和2年度に国が音頭を取りましてそれが県に下り、そして市に下りてきて配置してきたところなのですが、残念ながら、令和3年度末に国からの予算は引き上げられてしまうということがございます。そういう中でどうしたら良いのかということはなかなか難しい課題です。

議 長 市独自で財政を作る必要があります。国から引き上げられた部分を市が自分で持ち出していかなければいけません。そうしなければ学校の先生がいなくなってしまう。いなくなったら子供たちが困ります。学校の事について地域の方々にはほとんど理解を示してくれると思います。給食も改革して6,000万も

5,000万も出しています。今度それが全体になると1億5,000～1億6,000万です。そういうことを行っていくのですから、その前に働き方改革をして先生方の疲労困憊しているところを助けていき、子供たちに部活動、勉強を丁寧に教えてもらう。こういうことを北茨城市はやっていかなくてはならないと思います。

滝委員

今回ガイドラインを拝見しまして、個人的に驚いたことがあります。実は、私は中学校に長くおり、体育専門だったので、どちらかというと専門外の先生にも部活動の顧問をお願いする立場でずっとやってきました。校長になってからも全然部活動をやったことのない、自分でやってきていない先生をお願いしておりました。非常にその中で辛い場面もいくつかありました。今回、この文部科学省から出た方針の中に、部活動が非常に先生方に負担をかけているということで大きく見直すという内容のものだったので調べてみたら出てきました。この中には令和5年以降、土日の部活動を学校では先生は見えてはいけない、地域に返さない、土日の部活動は地域の指導者が面倒を見なさいということで「地域部活動」と呼ぶらしいです。これは本当にできるのだろうかという不安があります。それから、結局誰が指導をするのかということになり、地域の人材を活用してくださいということです。中には先生をやってきた人が退職後にやるかもしれません。一般企業の方で自分が部活動を若いころにやってきたから応援できるという方もいるかもしれません。ですが、年間通じて土日に部活動の面倒をみるということではできるでしょうか。かといってスポーツ協会に人材を紹介してもらって年間お願いするものどうなのかと思います。そうすると教育委員会がマッチングするようになるのではないかと思います。文部科学省は何を考えているのだろうと思い、不安になりました。当然そういう方々をお願いする際の費用をどうするのか、保険や、ケガ、大きな事故の時に誰が責任を持つのか、など非常に絡んできます。中体連にもいたことがあるものですから、学校対抗の大会やコンクール等はどうなるのかという不安があります。最終的に令和10年度末には県全体の中学校で実施しないとなっております。非常に驚き、不安になりました。

議長

学校の先生が音楽でも体育でもなんでもそうだと思いますが、専門の先生が教えてくれると強くなったり上手になったりします。富士ヶ丘小学校で山小屋小学校があったのですが、コンクールで茨城県1位になったかと思います。そのときに、音楽の先生が違う学校に行ったら今度はその学校が強くなりました。そのように子供は適応化して慣れていきます。そうしたら地域の喜びも増えます。最近ですと中郷中の駅伝もそうでした。批判もあるようですが、専門家だからできるのだと思います。地域に返すといっても地域がやったらこのようにはならないと思います。土日地域に返して行っていくなんて無理です。月に1回ほどならできると思います。毎週土日となったら大変だと思います。やはりこれほどのように考えているかを出さないといけないと思います。学校の先生だから子供たちは言う事を聞きます。地域の方に指導をされても言う事を聞かないかもしれません。学校の先生というのは聖職ですから仕方がないと思います。先生に子供を託して未来を担ってもらうのです。働き方改革は必要です。でもできることとできないことがあると思います。予算の獲得と当然なが

ら国が示していることを守りながら、できない部分については北茨城市独自で行っていくということをお願いします。

佐藤委員

小学生でも今スポーツ少年団などがあるのですが、ほぼボランティアでやってくれる方も中にはいらっしゃいます。ただそちらに頼りきりになると今度は学校との関係がうまくいかないことも出てくるかと思います。基本、部活動は学校主体でやらないといけないと思います。人材は探せばいるのではないかと思います。勝手に行われても困るのかなという所が難しいところかと思えます。

議長

働き方改革をしなければならないということ、しかし北茨城市独自の政策があっても然るべきだと思いますので、予算要求や、人材登用をするなりしていただければと思います。

渡邊委員

この働き方改革は令和10年度までにはできないと思います。1ページ目に書いてあるような事をすれば多少の数字は変わるかもしれませんが、今の日本の学校教育は、もう入学から卒業まですべて学校におんぶされている状態なのでそこをまず変えないといけないと思います。4・5年前に東日本教育委員研究会に行ったときに、千葉市の教育長が「教員を倍に増やさなければ改革はできない」という話をしており、みんなで国に訴えようということをおっしゃいました。やはり、社会が求めている教育の保障、学力の保障、それが減らない限り、超過在校時間は減らないと思います。ですから学習の方を減らすか、人数を増やすかどちらかをやらないと変わらないと思います。少しでも前に進むために、最近学校だよりを見ていると学校長がこういうことを発信しています。これは教育長がこういうことを発信しているからなのではないかと思ったのですが、市として、給食費はありますけれどもそういうところから変えていくと、市民の方もやはり教育改革や働き方改革をやっているのだと見えていき、そこで徐々に変えていくしかないのではないかと思います。

議長

その通りだと思います。どちらを選ぶかですね。給食を全面的に無料にするか、先に待遇改善をやっていくか。給食の事は先送りにし、その予算を働き方改革の方に使うのが良いのではないかと思います。あとは基本的にできないことを無理して行うのもいけないですが、やらなくてはならないというジレンマはあると思います。今まで取り組んできていたかと思います。県の方ではどのように考えているのでしょうか。

教育長

実態として働き方改革は令和3年度の4月と比較すると進んでおります。本格的に働き方改革が始まって県の方から矢継ぎ早に改革のさまざまな取り組みが提示されてきましたけれども、4月に45時間を守っていた教職員は小中学校合わせて25.7%でした。ところが12月になると小中学校合わせて65.5%でした。月80時間を超えて働いている人も4月は58人いましたが、12月は3人になりました。1か月超過在校時間を1日平均していきますと、4月は58.07時間、12月は38.58時間となりました。ただ小中学校の別はありますが、上から押し付けて守れと言われたからこのような数字

がでてきたのであって、これを持続可能に先生方の働きやすい状況で守っていくのは難しいと思います。だから、いかにこれから先生方が働きやすい環境をずっと作ってあげることができるかどうかです。子供たちのためになるか、先生のためになるか、地域の皆さんのためになるか、それは検証していかなくてはならないと思いますが、やはり良い環境を作ってあげることが求められているのかと思います。

議 長 学校の先生は聖職だから、無理してしまうのも事実だと思います。子供のために、部活動のためにという思いだと思います。ですが、最近は意外と転換できるかもしれません。

滝委員 意識は変わってきていると思います。ブラック企業の1つに数えられていることが大学生にも意識があって採用の倍率が下がっていく要因になっていたということでしたが、部活動改革を行って教員の志願者が少しずつ増えているというのがありますので、良い循環に入り始めたのかなと思うのですが、やはり先生方は真面目だから、頼まれると一生懸命やってしまいます。自分で研究してまで自分のものにしようという気持ちがあります。それが教職員の宿命といった感じです。

議 長 選ぶのはもちろん45時間を0時間にしていくということだと思います。ただ、プラスアルファについてはどうするのか、あるいは給食費を先送りにして待遇改善を先にするか、あるいは地域の人たちが参加できるような門戸を開いていくことにするのかということについては皆さん方でよろしくお願ひしたいと思いますので、予算を投下していき、働き方改革に逆行ではなくスポーツもできる部活もできる文化もできる教育のレベルも上げるということに私はしたいです。こんなことしたって小中学校、高校大学に行って国の機関の偉い人になってもらいたいというのが本題ですからでもそれはあまり望んではいけないし、でもそうすることが教育だと思っておりますので皆さん方で知恵を絞り出しながらこの問題を取り上げていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

協議事項（2）ICT教育の推進について

議 長 続きまして、（2）ICT教育の推進について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長補佐

兼指導係長 私の方から北茨城市GIGAスクール構想について御説明させていただきます。まずGIGAスクール構想の「GIGA」とは何かということですが、「Global and Innovation Gateway for All」の略称ですべての児童生徒のための世界に繋がる革新的な扉という意味です。コンピュータやスマートフォン、タブレット等のICT機器がインターネットを介して世界中のあらゆる人、モノと繋がることのできるための入口になるということです。GIGAスクール

構想とは、全国の児童生徒に一人一台のコンピュータと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組みです。本来であれば令和5年度までに環境整備を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、前倒しして取り組まれています。GIGAスクール構想の3つの大きな柱は、高速大容量の校内ネットワークや一人一台タブレット端末などの「ICT環境の整備」、デジタル教科書やデジタル教材、AIドリルなどの「ソフトの充実」、地域の指導者養成やICT支援員の活用といった「指導体制の強化」です。また、ICTとは「Information and Communication Technology」の略称で情報通信技術と訳されます。通信を使ってデジタル化された情報をやり取りする技術、人とインターネットを繋ぐことで人と人をも繋ぐ技術と解釈することができます。このICTが活用されているのが今の教育現場です。パソコンやタブレットといった機器を利用してデジタルデータの教科書を使ったり、動画や画像を使って説明したり、友達同士で意見をやり取りしたりする授業が行われています。しかしICT教育の目標はそういった機器を使いこなすことができるようになることではなく、一人一人にあった個別最適化の学習を行い、誰一人取りこぼさない学習を進めること、現在の学習指導要領にある大きな柱である、主体的、対話的で深い学びを実現させ、これからの子供たちが直面するであろう、知識だけでは解決できないような課題に粘り強く取り組むことができるような、自分で考え、行動する総合的な人材を育てること、これから益々発展していくであろう、AIでは代替できないような人材を育てることです。自ら調べ、情報を収集し、取捨選択することで主体的な学びが、タブレットを活用し、友達と意見交換をすることで対話的な学びが、そしてペアやグループで意見を交換し、新しい考えを築いたり、新たな課題を発見したりすることで深い学びが実現されます。これはICT教育が推進される理由です。それでは資料に沿ってお話をさせていただきます。まず初めに、子供たちを取り巻く社会情勢についてです。近頃の社会は、世界のあらゆる場面でICTを活用することが当たり前の中となっけています。そして社会の在り方そのものが劇的に変わる「Society 5.0」の時代の到来が予想されています。このような時代において、時代を切り開く子供たちには情報活用能力や言語能力など、これからの時代を生きていくうえで基盤となる資質能力を確実に育成していく必要があります。そのためにもICTなどを活用して、「公正に個別最適化された学び」を実現していくことが必要不可欠です。今回改訂された学習指導要領においては、情報活用能力を学習の基盤となる資質能力と位置付けております。それを教科等横断的にその育成を図ることとされています。併せてその育成のために必要なICT環境を整え、それらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしており、情報教育や教科などの指導におけるICT活用など、教育の情報化に係る内容の一層の充実が図られています。情報活用能力における資質能力を具体的な目標で表すと資料の通りになります。後ほどご覧ください。

このような社会情勢と国の方向性を踏まえ、北茨城市としてもすべての子供に対する個別最適化な学びを実現するために、北茨城市GIGAスクール構想を計画します。

次に目標です。1つ目、「一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に

育成できる教育ICT環境を実現する。」2つ目、「これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。」つまり、これまでの教育実践の蓄積に加えてICT機器を学習活動の中で活用することで、学習活動の一層の充実や主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善を目指していくものです。

次に北茨城市の現状と課題です。北茨城市内でも、令和2年度中に一人一台タブレット端末の配備と、LANケーブル等の校内工事が終了しており、令和3年度より学習活動での一人一台タブレット端末の活用が可能となっております。

11月末に行われた実態調査でも、市内15校中11校が「毎日必要に応じて活用している」、4校が「毎日ではないが活用している」と回答しており、学習におけるICT機器の活用が徐々に浸透しつつあります。活用の場面としては、「一斉学習における教材や課題の提示」、「個別学習における個に応じた学習、調査活動、プログラミング学習、タイピング練習」、「協働学習における発表や意見交換、意見整理・集約、プレゼンテーションの協働制作」などです。

また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年9月1日から令和3年9月26日まで臨時休業期間となり、急遽オンライン授業を実施することとなりました。オンライン授業は未経験の教員が大半でしたが、各校において情報教育担当教員を中心に校内研修を行ったり、若手教員とベテラン教員が情報交換を行ったりすることで、オンライン授業を実施することができ、休業期間中も子供たちの学びを継続することができました。しかし、一人一台タブレット端末の活用を進めてきたことで明らかになった課題もあります。それは、「教員によって、タブレット端末の活用に差があること」、「タブレット端末内にあるアプリケーションソフトを十分に活用していないこと」、「学習活動の中で、有効なタブレット端末の活用法が分からないこと」、「タブレット端末を使用する児童生徒の情報モラル教育が不十分であること」などがあります。

次の資料は「OECD生徒の学習到達度調査2018年調査」の中にある、OECD諸国と日本における学校・学校外におけるデジタル機器の利用状況について調査をしたものです。それによりますと、日本は学校の授業におけるデジタル機器の利用時間が短く、OECD加盟国中でも最下位です。さらに、デジタル機器を授業で「利用しない」と答えた生徒の割合は約80%に及び、OECD加盟国中で最も多い結果でした。しかし、日本は、他のOECD加盟国と同様、学校外で多様な用途にデジタル機器を利用しています。他国と比較して、ネット上でのチャットやゲームを利用する頻度の高い生徒の割合が多く、かつその増加の程度が著しいです。学校外での平日のデジタル機器の利用状況については、「毎日」「ほぼ毎日」利用すると回答した生徒の割合の増加の程度を2012年の調査と比較してみると、資料の通りとなっております。しかし、コンピュータを使って宿題をする頻度がOECD加盟国中最下位となっており、子供たちにとってデジタル機器は学習に活用するというよりは、友達とつながるツールとして活用するものだという認識が高いことが分かります。

この調査結果からも、教員がタブレット端末などのデジタル機器の活用スキルを向上させ、児童生徒にとって個別最適な学びを実現することができる学習活動を展開することが急務であることが言えると思います。

次に、令和3年度の取り組みです。北茨城市ICT教育担当者研修会です。今年度、市としてICT活用推進研修会を2回、情報教育担当者情報交換会を2回行っています。第1回ICT活用推進研修会は資料の通りです。中郷第一小学校からは、タブレット内にあるソフト「Microsoft Teams」の活用実践例について、中妻小学校からは、校内研修の進め方について御発表いただきました。その後の協議では、各学校から持参していただいた資料をもとに、グループでの情報交換を行いました。また、資料はPDFに変換して市内全学校にメールで送信し、他校の実践を共有しました。第2回ICT活用推進研修会は資料の通りです。茨城大学教育学部准教授の小林祐紀先生を講師にお迎えし、当初は集合型で行う予定でしたが、コロナの影響がありまして、急遽オンラインでの実施となりました。1学期の実践に向けてのグループ協議の後、小林先生からの御講義をいただきましたが、中でも2学期はオンライン授業になる可能性が高い、前回の臨時休業は突然であったが、今回もし臨時休業になったら「オンライン授業はできないでは済まされません。準備期間があったはずだと言われてしまいますよ。」というお言葉が大変強く印象に残りました。同席していたオンラインで繋がっていた先生方もおそらく同じ気持ちを持ったことと思います。その影響もあり、9月6日からの臨時休業におけるオンライン授業に、各校の先生方が非常に高い意欲を持って取り組むことができました。県北地区管内の市町村の中でも北茨城市が最もオンライン授業に取り組むことが出来ていました。情報教育担当者情報交換会というのは、その9月6日から行われたオンライン授業について、学校間の情報共有が欲しいという現場の声から行ったものです。2回行いましたが、2回ともオンライン授業で活用する「Microsoft Teams」の使い方を中心に情報交換を行いました。

また、その情報教育担当者情報交換会はオンラインでの実施の他に、市で導入している校務支援システム「C4th（シーフォース）」内にある掲示板機能を使って、オンライン授業実施上の注意点やタブレット端末内にあるアプリケーションソフトの機能や使い方についていつでも情報共有ができるようなシステムを行いました。

次に一人一台タブレット端末の持ち帰りについてのルール作りです。令和3年9月6日よりオンライン授業を実施するにあたり、各家庭の理解と協力を得るために、タブレット端末の持ち帰り等に関するルールを作成し、文書にして配付しました。まず一人一台タブレット端末の持ち帰りについての通知文書、子供たちにタブレットPCを持ち帰るときの注意点、また、市としての活用のルール、それから家庭の方にタブレット端末を使って学習をしますということについての同意書、各家庭でスムーズにWi-Fi接続ができるようにするための接続方法についての案内などをお配りしました。このような文書を各家庭に配付し、家庭で一人一台タブレット端末を使う時の使い方や注意事項を徹底したり、家庭での接続がスムーズにいくようにすることができました。

続いてICT支援員の活用についてです。令和3年12月1日より、市内各小中学校にICT支援員が派遣されています。業務内容としては、ICTを活用した授業における支援、ICTを効果的に活用するための準備・整備・管理に関する支援、教員のICT活用力向上のための支援、ICT活用法の情報共有のための支援などです。これに加え、11月末までに当初設定されていたパスワードの変更を行っております。新聞等で皆さん御存知だと思っておりますが、

パスワードが原因でいじめにあったということがありましたので市で急遽対応し、パスワードの変更を行っております。

最後に今後の計画についてです。今後の計画としては、3点挙げられます。一人一台端末タブレットを活用した授業実践の蓄積と共有です。今年度から一人一台端末タブレットが導入され、教員も児童生徒も使い方に「慣れる」というのが大きな目標でした。これからは、日常的に使うのが当たり前になり、ただ使うだけでなく、効果的な使い方をしていかなければなりません。そのために、教員の研修の機会を確保し、各学校における活用の好事例を共有したり、データ等で蓄積したりすることが必要です。次にICT支援員の有効活用です。令和3年12月1日からICT支援員が派遣となったため、各学校においてまだ十分に活用できていない状態です。各学校において支援が必要な部分を明確にし、計画的にICT支援員を活用していく必要があります。先日、ICT支援員の業務についての資料を各学校に配付したところです。3学期はより具体的な場面で支援員を活用することができるようにこちらからも声掛けをしていきたいと思っております。

最後に児童生徒への情報モラル教育の実施です。令和3年9月に実施した「オンライン授業についてのアンケート」では、「オンライン授業において、嫌な思いをしたことがあるか」という質問に対し、「グループ会議（オンライン上でのクラス授業）から強制退去させられる（5人）」、「ミュート（音声は相手に聞こえなくする機能）をオフにされる（6人）」や反対に「ミュートをオンにされる（2人）」など、相手の気持ちを考えない身勝手な行動によって嫌な思いをした児童生徒がいました。教員側でもアプリケーションソフトの機能を十分理解できていなかったことも原因ではありますが、本人の思いやりのない行動による所が大きいです。また、「北茨城市ネットパトロール9月度報告書」によると、友人からの誹謗中傷や実名などの個人情報に掲載されている個人サイトが141件ありました。インターネットやSNSを活用する機会が増えてきていますが、正しい使い方、相手の立場に立って書き込みをするといった力がまだ十分に身に付いていないことが考えられます。また、インターネット上のやりとりは文字のみを媒介とすることが多く、送った本人と受け取った相手との間で誤解が生じることも多いです。ちょっとした気持ちのすれ違いで、仲の良かったグループ内でのトラブルも発生しています。児童生徒がしっかりと情報モラルを身に付けられるよう、各学校において情報モラル教育についての年間指導計画を作成し、発達段階に合わせて計画的かつ継続的に指導していく必要があります。また、教職員の研修を市全体・各学校にて行い、教職員の情報モラル教育に対する意識を高めていく必要があります。

議長 ありがとうございます。皆様の御意見・御質問等ございましたら、発言をお願いします。

議長 一人一台タブレットを整備して効果があったという報告しかないようですが、そうなのですか。

学校教育課長補佐

兼指導係長 効果は間違いなく出ています。やはり現場の先生方からは授業の中で今まで

は一人一人がどんなことを考えているかということを書き記したノートを見なければ分からないということがあったのですが、タブレットを使って一人一人がどんなことを考えているかを書き込んだものが先生の方と繋がっていると、この子は分かっている、分かっていない、ということや、この子とこの子は似たようなことを考えている、といったことが瞬時に分かるのでそれを授業の中に活かすという事ができますし、子供たちもお互いに考えていることが見られるので、誰がどんなことを考えているということが一瞬でみんな分かるということはすごく良いという事を聞いています。

議 長 このタブレットはプライバシーが表に出やすいです。十分に気を付けてくれないといけないです。それから望みですが、「学校間チャレンジ」というものをやっているかと思います。それにこのタブレットを導入するというのはいかがでしょうか。

学校教育課長補佐
兼指導係長 できます。学校と学校を繋ぐこともできます。

議 長 例えば、小学校の高学年と低学年、中学校と別にしても良いですし、一緒にしても面白そうですね。一週間に30分くらい全校生徒でそれが学べるというのは良いと思います。スポーツなどの様々な分野の専門家などがリモートで講義をしたりすれば北茨城市内に配信することもできると思います。

渡邊委員 ICT支援員のことでお伺いしたいのですが、何名働いていて、どのように派遣されているのでしょうか。例えば、教育委員会にいて、学校から要望があれば行くのでしょうか。それとも曜日ごとの計画書などがあるのでしょうか。

学校教育課長補佐
兼指導係長 10月から開始ということで当初4人の予定だったのですが、12月まで開始が遅れてしまいましたので、実際に現場に行っているのは7名です。ですが、毎日7名が行っているのではなく、学校とICT支援員を派遣している会社の方でやり取りをしてくださっているのですが、学校で何曜日に来ていただきたいなどのアンケートを事前に会社から送っており、そのアンケートに答えていただいた内容を基に会社で計画を立てて派遣をしていただいております。なので、教育委員会にいて必要な時、というわけではなく計画に基づいて行っていただいております。

渡邊委員 緊急のトラブルにも対応しているのでしょうか。

学校教育課長補佐
兼指導係長 そういったときには、ICT支援員がその場にいればお伺いすることはできると思うのですが、いないときには教育総務課に連絡が来る方が多いです。

議 長

続きまして、報告（１）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について、担当より説明をお願いします。

生涯学習課長補佐 今一度コミュニティ・スクールについての確認をして、本市の状況と今後の取り組みについてお話ししたいと思います。学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティ・スクールと言います。地域と学校がより一体となって、学校を盛り上げたり、地域を盛り上げたり、もしくは学校を守るといったことができる一定の権限を持った機関です。その一定の権限というのは資料の通りです。コミュニティ・スクール導入状況ですが、全国で33.3%、全国の3分の1の学校でコミュニティ・スクールが導入されました。近隣の高萩市、日立市では全校に導入されております。常陸太田市は来年度水府小中学校に導入される予定です。茨城県の導入率は18.8%と、20%に届いていません。北茨城市は県内では早い方であること、コミュニティ・スクールに熱心に取り組んでいるということで県内から問い合わせが増えてきました。

続いて北茨城市の学校運営協議会についてです。資料の設置計画の通り、今年度、関本小中学校に学校運営協議会を設置し、来年度急遽、常北中学校にコミュニティ・スクールを導入することになりました。そして令和5年度すべての小中学校に導入することに向けて今準備を進めております。また教員対象の研修会である、地域連携推進教員研修会を年間4回・5回実施したり、新入生説明会や就学時健康診断、学校評議員会などでコミュニティ・スクールについて周知を図っているところです。続いて、関本小中学校運営協議会について御説明いたします。協議会委員は現在、教職員5名、地域から5名、PTA2名の計12名で組織しています。これまで第4回まで集まって話し合いを重ねてきました。地域と学校の互いの実情、願いを知り、目指す子供に対するビジョンを共有化することができました。そしてこれまでの話し合いで次年度以降取り組む重点事項が定まってきました。私もすべての話し合いに参加してきましたが、予想よりも多い5つが重点事項として取り組みたいと掲げるなど、非常に意欲的な取り組みが見えます。コロナの状況、対応によるところもありますが、これら5つの重点事項についてこれから実践して行く方向です。今後の取り組みについてですが、関本小中学校と常北中学校はコミュニティ・スクールの導入がスムーズに進むよう準備していきます。それを踏まえて学校、委員会共に地域などに対して周知を図ること、関本小中学校、常北中学校の運営協議会の情報を発信していくこと、関本小中学校の重点事項への取り組みをサポートすること、地域コーディネーターが必要な学区には配置するための人選などを行っていくこと、令和5年度に向けてコミュニティ・スクール準備委員会を開催することとなります。コロナの影響で地域の周知方法など再検討しなければならないこともあるかもしれません。その他諸問題についても一つ一つ対応して子供たち、地域のためになることを第一に考えて計画を推進していきたいと考えております。

4 報告（２）児童生徒数及び学級数の推移と見通しについて

議 長 続きまして、報告（２）児童生徒数及び学級数の推移と見通しについて、担当より説明をお願いします。

教育総務課長 小中学校の児童生徒数及び学級数の見通しについて御説明いたします。資料の報告２「児童生徒数・学級数の推移」を御覧ください。こちらは令和９年度までの小中学校の児童生徒数及び学級数の見込みをまとめたものになります。令和３年度につきましては５月１日現在の実績となっております。学校ごとに見ますと、石岡小学校のように増加傾向にある学校もありますが、今年度と令和９年度の児童生徒数を比較してみますと、中郷第一小学校においては１３５人の減、精華小学校においても５０人弱の減、中郷中学校、磯原中学校におきましてもそれぞれ７０人、５０人強と大規模校ほど減少が顕著となっております。小中学校の合計を見ますと年々減少しまして、小学校でおよそ３００人、３学級の減少、中学校でもおよそ１５０人、４学級が減少する見込みとなっております。学校の小規模化が進むことが今後懸念されます。ただ、石岡小学校におきましては資料上、児童数が増加傾向にあるのですが、今年度の状況を見ますと、指定校変更を希望する児童が市内で一番多い状況になっております。理由は様々ですが、今後もそのような状況が続くのではないかと見ております。資料上、令和８年度、９年度は単式学級の見込みとなっておりますが、その通りに進むのは難しいと感じております。以上簡単ではありますが、今後の児童生徒、学級数の推移の説明といたします。

議 長 御意見・御質問等ございましたら、お願いいたします。
石岡小学校に入るべき人が市内の他の学校に行ってしまうのですね。

教育総務課長 はい。令和３年度は３８名位おります。

議 長 石岡小学校に児童が集まるよう、市営住宅を整備しましたが指定校変更をしてしまったのですね。

教育総務課長 はい。理由は様々ですが、そのような状況になっております。

議 長 しかし、令和３年度、令和４年度と増えているから良いのではないのでしょうか。

教育総務課長 住所地はそこにあるため、表ではこのような人数になっているのですが、やはり指定校変更の申請が出されてしまいます。

議 長 石岡小学校で一番人数が少なかったのは何人でしたか。

教育長 複式学級が３クラスの現在が一番少ないです。

議 長 全校で２０人くらいでしょうか。これから増えていくと思います。市全体で考えていきましょう。石岡小学校は閉校せず、そこに人を住んでもらえばどん

どん変わっていくと思います。その他協議事項や報告事項と関連が無くても構いませんので何かございましたらお願いいたします。

議 長

給食センターはあと1年半～2年で無償化にしようとして取り組んでおりますが、予算上は働き方改革を先に行った方がいいですね。働き方改革を先に行わないと良い児童生徒が育成されなくなってしまいます。文化においてもスポーツにおいても素晴らしい逸材がいるわけですからそういう人も先生方と出会って花開く場合もあります。文部科学省の言うとおりににはできません。独自の歩み方で働き方改革、給食費の問題についてやっていくことが大切かと思えます。以上を持ちまして、令和3年度第1回北茨城市総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。

5 閉 会

午後3時10分